

健康企業宣言 チェックシート

Step 2

御社の「健康企業宣言」で取組むメニューの参考資料としてもご活用ください。

質問を読んで、(できている・概ねできている・できていない) いずれかに○印をご記入ください。

今すぐ、**採点**を行い、
職場の**現在位置**を
確認してみよう！



実際の
サポートは
健保組合に
確認！

取組分野	質 問	できている	概ねできている	できていない	アドバイス	健康保険組合のサポート（例）
健診・重症化予防	① 健診対象者（家族を除く）受診率	5	3	0	つい受診を忘れてしまう人がいます。従業員全員が受診できるよう声掛けをしていますか？	○当組合の健康診断・人間ドックは事業者健診としてご利用いただけます。 ○前年度の健診受診率を提供いたします。
	② 健診の有所見率の改善	5	3	0	過去の結果との比較をするなど結果を正しく把握し、必要な対応が取れるよう、健康教育を行いましょう。 また、従業員が健康相談を受けられる相談窓口を設けましょう。	○有所見者数は、総合所見において「異常なし」「問題なし」以外の健診受診者数となります。 ○前年度の有所見率を提供いたします。
	③ 特定保健指導の実施率	5	3	0	特定保健指導の該当者が業務時間中に特定保健指導を受けられるよう、職場での体制を整えてください。	○特定保健指導に該当された方に案内通知を送付しています。 ○保健師・管理栄養士等が生活習慣の改善による総合的な健康づくりを「無料」でサポートします。 ○前年度の特定保健指導実施率を提供いたします。
	④ 家族（40歳以上の被扶養者）の特定健診受診率 ※該当者がいない事業所は当該項目は取組み対象外	10	5	0	従業員の健康は家族が健康であってこそです。	○当組合に加入の40歳以上の被扶養者（ご家族）は特定健診を「無料」でご利用いただけます。 ○全国の健診機関の中からご希望の場所を選択できます。 ○前年度の家族特定健診受診率を提供いたします。
健康管理・安全衛生活動の取組	⑤ 治療中の従業員に対する支援体制	10	5	0	治療の継続は負担がかかるもの。自己判断で治療を中断し重症化してしまうケースや、受診せず悪化するケースがあります。 疾病を有する従業員が治療しながら仕事を続けられるよう、体制を整えていますか？ 時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度の導入などの仕組みづくりを進めましょう。	○当組合では、ホームページや広報誌にて、限度額適用認定証等の健康保険給付について掲載しています。 ○産業保健支援センターをはじめ、外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx
メンタルヘルス対策	⑥ メンタルヘルス対策に関する計画書の策定と情報共有	5	3	0	医師などの専門職からの支援、外部サービス機関等を活用して、メンタルヘルス対策に関する計画を策定し実施して、取組をPDCAサイクルで行いましょう。 産業医の設置義務のない中小の事業所にも産業保健総合支援センター等の支援が受けられます。	○産業保健支援センターをはじめ、外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx
	⑦ ストレスチェックの取組み状況	5	3	0	労働安全衛生法に基づくストレスチェックを行い、その結果に基づき職場の集団分析と職場改善を行いましょう。	
	⑧ メンタルヘルスケアの取組み	5	3	0	相談できる社内社外の窓口を確保し従業員に周知、活用していますか？ 管理者を含む従業員に、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行いましょう。	○産業保健センター等の情報提供を受けることができます。 ○「ファミリー健康相談」の「メンタルヘルス・カウンセリング」を周知、ご活用ください。
	⑨ メンタルヘルス不調者への対応方針、休職後の職場復帰等の支援体制	5	3	0	不調を訴える従業員に対して、専門医への連携を確保しましょう。 メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰支援プログラムを策定しましょう。	○厚生労働省「心の問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を参考にしてください。

質問を読んで、(できている・概ねできている・できていない) いずれかに○印をご記入ください。

取組分野	質 問	できている	概ねできている	できていない	アドバイス	健康保険組合のサポート（例）
 過重労働防止	⑩ 過重労働防止対策に関する計画と情報共有	5	3	0	時間外労働削減に向けた取組みの計画を策定、実施して、取組み状況を従業員に周知しましょう。	○産業保健支援センターをはじめ、外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 厚生労働省HP職場の安全サイト「安全衛生優良企業公表制度」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html
	⑪ 時間外・休日労働時間に対する管理体制	5	3	0	管理者が従業員の労働時間を把握し、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務軽減方策を検討する取組みを行いましょう。	
	⑫ 月の時間外・休日労働時間が80時間を超える従業員に対する支援体制	5	3	0	従業員自らが時間外労働時間を把握できる仕組みがあり、80時間を超えた従業員に直接、医師への面接指導が案内できる取組みや工夫をしましょう。	
	⑬ 年次有給休暇の取得促進	10	5	0	年次有給休暇の取得促進のため、計画的付与制度などの具体的なルールを設けて、実施しましょう。	
 感染症予防対策	⑭ 従業員の感染症予防対策	5	3	0	従業員の感染症予防や感染者対策に関する環境を整えることで、欠勤、病休等を予防できます。	○当組合では、「インフルエンザ予防接種事業」を実施し、費用を補助しています。 ○感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みを実施しましょう。
 健康経営に関する取組み	⑮ 経営者による健康経営・健康企業宣言の社内外への発信及び経営者の健診受診状況	5	3	0	従業員の健康を経営課題としてとらえて取組むためには、経営理念として健康経営を位置付けて、企業として健康経営に取組むというメッセージを出すことが重要です。 また、設定した経営理念に基づいて、具体的に何をどのように実践していくのか、方針を立てて、社内で情報共有しましょう。	○職場の健康課題の解決に向けて具体的な解決方法・方針を明文化し、社内で情報共有して、参加企業として取り組まれていることを当組合HP等で公表いたします。 ○産業医の設置義務のない中小の事業所も産業保健支援センター等の支援が受けられます。 ○産業保健支援センターをはじめ、外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 ○厚生労働省の安全プロジェクトに参加するなど、取り組みを見える化しましょう。
	⑯ 従業員の健康の保持・増進に関する計画策定及び策定した計画に基づく実施	10	5	0	医師などの専門職からの支援、外部サービス機関等を活用して、従業員の健康の保持増進、安全衛生活動に積極的に取組むために、計画を策定し、教育プログラムを実施しましょう。また、計画等に基づいてPDCAサイクルで行い、改善を図りましょう。 「健康企業宣言」に基づく実施事項を確実に実施しましょう。 また、従業員と情報を共有して、反映させるため積極的に支援しましょう。	
合計点数		点			／ 100点 達成基準：合計点数80点以上 注) 設問④で該当者がいない事業所は、当該項目は取組み対象外となり、達成基準は合計点数72点以上となります。	